

都市の住環境改善を目的としたまちづくり NPO の活動基盤に関する日英米比較研究

代表 小泉秀樹（東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 助教授）

委員（有）S・D・P 取締役

委員 児玉知章（東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 修士課程）

委員 池田 祥（東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 修士課程）

近年、地域の住環境改善を目的として活動する NPO が登場し、また急速に増加しつつある。しかし、活動の実態をみると現在のところ実質的に住環境の改善に資する活動を展開できている NPO は、一部の例外的なものに限られている。一方で、米国においては、Community Development Corporations（以下 CDCs）が 1980 年代以降インナーシティの環境改善に大きな役割を果たしてきた。また、英国においてもロンドンを中心に、Development Trusts（以下 DTs）が、住環境の改善に大きな役割を果たしつつある。こうしたことから、本研究では、英国、米国のまちづくり NPO である DTs や CDCs の活動基盤の実態を把握し、日本の現状と比較検討することを目的とした。

英米における現地調査（ロンドン、NY、クリーブランド）の結果、DTs や CDCs が住環境改善事業を積極的に展開し得る制度環境として、寄付控除、包括補助金、タックス・クレジット、そして投融資を促す CRA その他の制度が複合的に存在していることが判明した。英米の制度環境と比較して、日本では、包括補助金を例にとっても、地域の意思を反映する仕組みが不十分であり、また寄付控除、タックス・クレジットなど他の制度も殆ど整備されていない。また、英米では、インターメディアリーや CDFI、トラスト・基金・財団など多様な中間組織が発達している。コミュニティを起点に活動する CDCs や DTs が、諸制度基盤の恩恵をうけるために中間組織が果たしている役割は大きく、日本でも組織・主体形成的観点が重要と考えられる。

一方で、英米では各々の都市や社会システムが抱える問題に対応する形で、異なる方式・形態で制度基盤を発展させてきた。米国のタックス・クレジットが政府の補助金政策の対象外となっている低所得者向け住宅供給等を対象とした「特定目的型」として発達しつつあるのに対して、低所得者向け住宅の新規供給自体は、かつての社会政策の成果・蓄積から問題となっていないイギリスにおいては、むしろ地域の社会経済的再生に資する起業活動を広く支援する方式を採っている。また英国では CDFI を中間組織として育成することに重点をおいて同制度をつくりあげている。日本の制度および組織的状况を十分に理解をしたうえで制度基盤を構想する必要がある。